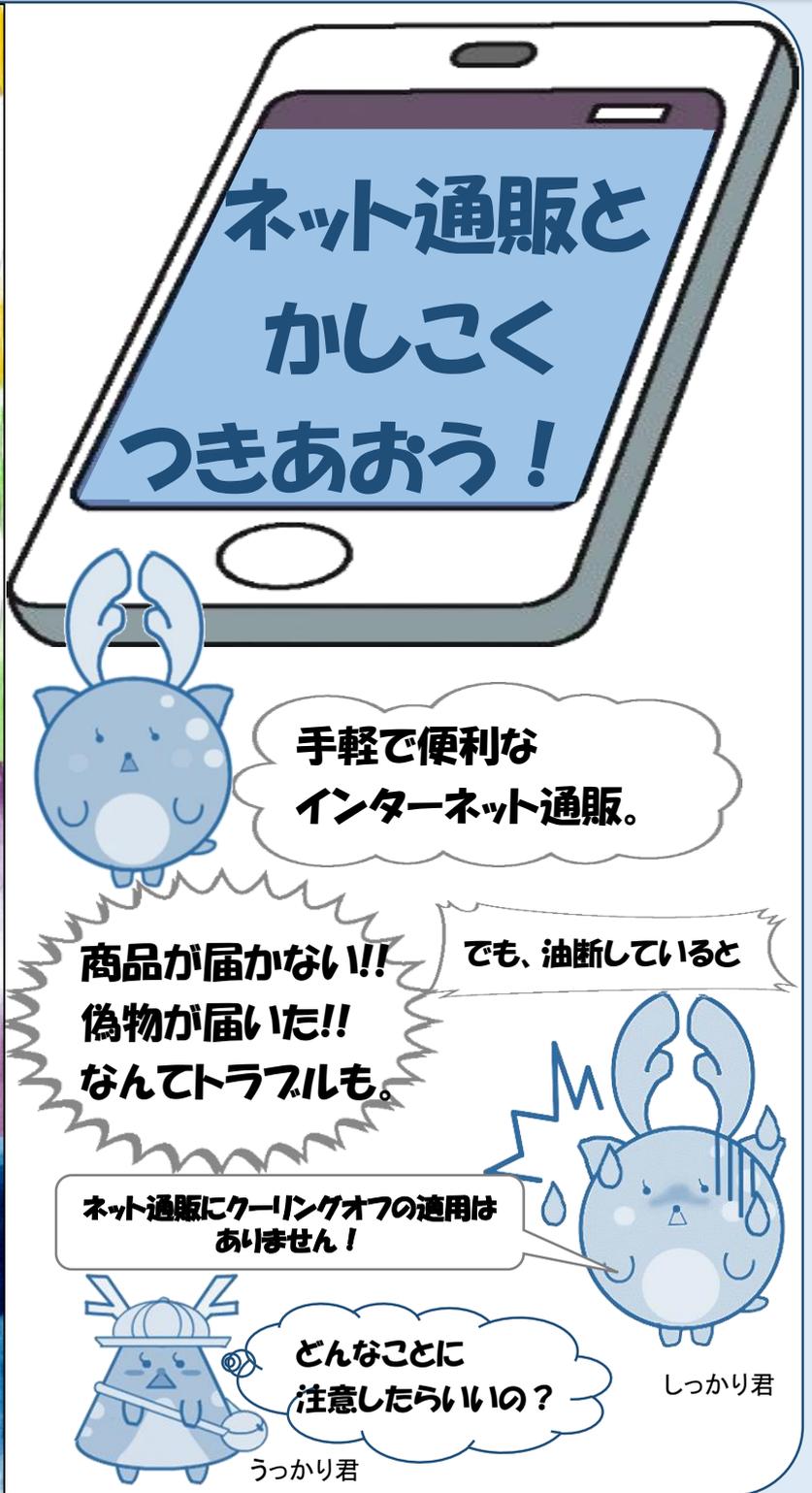


# しっかり君NEWS

しっかり君ファミリーが消費生活に関する情報をお伝えしていきます。



消費者庁イラスト集より

“困った、どうしようと思ったら”

## 消費者ホットライン



いやや **188** (局番なし)

お住まいの市町村などにある最寄りの相談窓口をご案内します。

# こんなトラブルが発生しています！

## 事例1 ニセモノが届いた。

以前からほしかったカメラを安く販売している通販サイトを見つけ、クレジットカードで決済しましたが、その後一切連絡がなかったため、繰り返し問い合わせたら、おかしい日本語で回答がありました。後日、商品が到着し、すぐに中身を確認したら、明らかにニセモノでした。サイトをよく見たら住所に番地が記載されていませんでした。

## 事例2 商品が届かず、サイト運営者との連絡が途絶えた。

通販サイトでレアもののスニーカーを見つけたので、代金を銀行振り込みしましたが、商品が届きません。サイトをよく確認したところ、住所や電話番号の記載がないことに気づきました。また、メールアドレスもフリーメールでした。店舗責任者の名前が日本人で、商品説明も日本語だったので、安心なサイトだと思い込んでいました。

ご存じ  
ですか？

## 悪質な通販サイトを見抜く4つのチェックポイント

覚えて  
おきたい

### 正確な運営情報（運営者氏名・住所・電話番号）が記載されていない。

連絡手段がEメールしかないウェブサイトは危険です。また、正確な運営者情報が記載されていないウェブサイトの利用は控えましょう。相手から返信がなくなってしまうと返金交渉もできません。

住所・電話番号が記載されていても、実在するかどうか注意が必要です。

- ・記載されている住所が実在するか、地図サービスなどで確認してみましょう。
- ・検索エンジンで事業者名やURLを検索して評判を探してみましょう。

こんなことに  
気をつけましょう。

### 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている。

正規販売店の販売価格よりも大幅に安価で販売されている場合、ニセモノでないかどうか慎重に判断する必要があります。

### 日本語の表現が不自然である。

機械翻訳のような不自然な日本語表記がされているウェブサイトは要注意です。模倣品を販売するウェブサイトでは「送料無料！三日か五日届けます」などおかしい文章になっていたり、旧字体の漢字が使われていたりします。しかし、正規のウェブサイトの文章をそのままコピーしているサイトもあるため、送られてくるメールでの記載にも注意しましょう。

### 支払い方法が銀行振込のみで、クレジットカードが利用できない。

銀行振込はいったん振り込むとお金を取り戻すことはきわめて困難です。サイト上ではクレジットカード利用可能となっても、何らかの理由をつけて銀行振込に誘導するケースも見られます。また、ウェブサイトの名称や運営者氏名と口座名義人の異なるケースも注意が必要です。

## ほかにもこんなことに注意しよう！

### ◎模倣品と知って購入する行為はやめましょう ～ニセモノには個人情報流出の危険が～

ニセモノでも安ければいいと思いませんか？模倣品は企業の知的財産権を侵害した製品です。こうした製品の製造販売は犯罪組織などが関係していて、その資金源になっていることもあります。また、購入する際に入力した個人情報が流出して、悪用される危険性もあります。ニセモノに手を出さないようにしましょう！

### ◎なりすましサイトに注意 ～実在するサイトそっくりの偽物サイトも～

正規のサイトの店名、デザイン、商品の写真等を無断でコピーして偽物サイトを作り、代金支払後も商品を送ってこなかったり、ニセモノを送付したりするトラブルもあります。以下のことに注意しましょう。

- ・表示されているURLが購入希望の通販サイトのURLと一致しているか。
- ・サイトだけでなく、注文後のメールにも不自然な日本語表記がないか。
- ・電話番号が表記されている場合は、電話がつながるか。

もう一度  
よく確認してから  
注文しよう!!

### ◎利用規約を確認 ～クーリング・オフ制度の適用はありません～

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。自己都合による返品等は事業者が定めた「返品特約」によります。返品・交換不可と書かれていれば、返品・交換はできません。



# ネットでは他にこんなトラブルも！

## 事例3 1回だけのつもりが定期購入に。

SNS上で「初回お試し価格無料！」という広告を見て健康食品を注文した。1回限りの購入と思っていたら、翌月も商品が届き、販売事業者から「4か月以上の定期購入が条件で、2回目からは定価になる」と説明された。



「初回無料」などを強調する広告には「〇か月以上の定期購入」「2回目からは定価」などの条件の記載はあっても、小さな文字であったり、かなり下の方に書かれているなどで見落としがちです。広告や注文画面は隅々まで確認し、注文最終画面は保存しておくようにしましょう。また、契約後一定期間内に自ら解約の手続きをしないと自動的に定期購入になるという事例もあります。

## 事例4 画面をタップしたら突然「会員登録終了」と表示された。

おもしろそうな動画を見ようとしたら、突然「会員登録が完了しました。登録料10万円をお支払いください。退会希望の方は連絡ください」という表示が出た。



申し込み確認・訂正の画面を確認していない場合、「登録完了」と表示されても契約は成立していません。「退会手続」のためと、画面に表示されている事業者に連絡してしまうと、氏名や電話番号などの個人情報が相手に知られてしまいます。また、「トラブルを解決する」などという業者に対処を依頼したものの、かえって二次被害にあうという事例も増えています。

しつこく表示される請求画面を削除するには、(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考にしてください。 <https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

## 事例5 SNSで友達になった人から就活セミナーに誘われた。

就活セミナーで、教材ソフトの購入を勧められた。高額だったが、友達を紹介してソフトを買ってもらえば紹介料が手に入るからすぐに元が取れるし、儲かるといわれ、学生ローンで借金して購入した。でも、ソフトの内容はよくわからないし、友達は誰も買ってくれない。借金だけが残って、友達をなくしそうだ。

「簡単に儲かる」「知人・友人を誘って会員になってもらえば利益が出る」などと勧誘し、商品やサービスを契約させる手口を「マルチ商法」といい、「ネットワークビジネス」と説明されることもあります。



扱う商品・サービスは学習教材、情報商材、健康器具、食品などさまざまです。

簡単に大金を得られることなどありません。勧誘されてもその場では契約せず、家族や友人に相談するなど冷静になって判断し、少しでも疑問があればきっぱり断りましょう。また、在宅ワークなどで、仕事を始めるのに必要だと商品やサービスを契約させるなど、金銭を要求するようなサイドビジネスにも注意してください。

## 事例6 フリマアプリで購入した商品が偽物だった。

フリマアプリでブランドバックを購入したが、届いた品物は偽物だと思われる。すぐに「偽物なので返品したい」とメールしたが、「本物を送っている」と拒否された。アプリの運営業者に相談したが、「当事者間で話し合うように」との返信だった。



購入者と出品者の間で「偽物だ・偽物でない」「商品が届かない・送った」など双方の主張の食い違いからトラブルに発展することがあります。フリマサービスは個人間取引ですから、トラブルの解決は当事者間で図ることになっていることに理解しておきましょう。また、フリマサービスの運営事業者が利用規約等で定めている禁止行為を行ったためにトラブルになることもあります。利用規約等を十分理解した上で利用しましょう。

# 開催予告

# おしらせ

受講料無料

## くらしの安全・安心サポーター養成講座

奈良県では、消費者被害を防止するために、地域と行政の消費生活相談窓口を結ぶパイプ役となって活動していただく「くらしの安全・安心サポーター」の養成講座を実施いたします。

【日程】 令和元年12月4日(水)と12月11日(水)の2日間 各日10:00~16:00(9:30受付開始)

【会場】 奈良県文化会館

【対象】 ・消費者啓発に協力いただける方 ・奈良県内在住者 ・2日間のカリキュラムに参加できる方

【定員】 30名(先着順)

【その他】 受講後、希望者は「くらしの安全・安心サポーター」に登録できます。

【カリキュラム】テーマ等は変更することがあります。

12/4	くらしの安全安心を確保するために	奈良県消費生活センター所長
	知っておきたい消費者トラブル・悪質商法の手口	奈良県消費生活センター
	トラブル解決の方法	消費生活相談員(消費者教育担当)
	ワークショップ(参加型学習会)	NACS 西日本支部消費者教育研究会
12/11	消費者が知っておきたい法律知識(仮題)	弁護士
	サポーターによる企画	くらしの安全・安心サポーター
	サポーター活動の実践報告	「グループあんあん」
	まとめ:見守り活動に必要なこと	消費生活相談員(消費者教育担当)

◆申込方法:「お名前(ふりがな)」、「住所」、「連絡先電話番号」、「性別」、「年齢」を記載の上、ハガキかFAXで下記申込先へお申し込みください。奈良県消費生活センターのサイトからも申し込みできます。

※いただいた個人情報は、受講券の発送、講座開催の目的以外で使用しません。

◆申込受付期間: 令和元年10月1日(火)~令和元年11月15日(金)

◆受講決定: 11月25日頃受講券をお送りします。

◆問合せ・申込先: 〒630-8122 奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2階奈良県消費生活センター

TEL 0742-32-0621 FAX 0742-32-2686 (受付時間9:00~17:15<土日祝日を除く>)

<http://www.pref.nara.jp/1746.htm>

## お役立ち情報

### ◎消費者庁

◇生命・身体に関わる危険

[www.caa.go.jp/notice/caution/life/](http://www.caa.go.jp/notice/caution/life/)

◇子どもの事故・危険

[www.caa.go.jp/notice/caution/child/](http://www.caa.go.jp/notice/caution/child/)

◇リコール情報

[www.recall.go.jp/](http://www.recall.go.jp/)

### ◎(独)製品評価技術基盤機構

◇製品事故防止啓発活動

[www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/index.html](http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/index.html)

◇リコール情報

[www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/recall\\_new/index4.html](http://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/recall_new/index4.html)

### ◎経済産業省

◇長期使用製品安全点検制度

[www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07\\_tyouki.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_tyouki.html)

ひとり  
まず  
は  
相  
談  
！

奈良県消費生活センター	
〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階	
消費生活相談	☎ 0742-36-0931 月~金 9:00~16:30 年末年始、祝休日は除く
消費者教育・啓発	☎ 0742-32-0621 (共通) FAX 0742-32-2686
奈良県消費生活センター中南和相談所	
〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター3階	
消費生活相談	☎ 0745-22-0931 FAX 0745-22-4999 月~金 9:00~16:30 年末年始、祝休日は除く

消費者  
ホット  
ライン

いやや

☎188